

大館市建設工事の施工体制点検等要綱ほかの一部改正について

建設業法施行令の一部を改正する政令が公布され、技術者を専任で配置すべき建設工事の請負金額、また、特定建設業の許可や監理技術者の配置を要する下請代金額が引き上げられた（緩和された）ことから、次のとおり改正しましたので、お知らせします。

1. 改正した要綱等の名称及び改正箇所

別紙一覧及び新旧対照表のとおり

2. 施行期日

令和5年1月1日から

改正した要綱等の名称及び改正箇所

No	要綱等の名称	改正箇所		
1	大館市特定建設工事共同企業体取扱要綱	第9条第1項第2号		
2	大館市建設工事の施工体制点検等要綱	第6条第1項	様式第3号別表基本点検 (基本的施工体制関係)の 1(1)の表	様式第10号及び様式第1 1号の3. 建設業法等違反 を疑うに足る事実等の表
3	大館市建設工事の施工体制点検等要綱の運用基準	第6条関係の第1及び第2	第7条関係の第1	第9条関係の第1第1号及 び第2第1号
4	大館市建設工事の施工体制点検等実施フロー	表の契約締結後の項点検対 象の欄中の2箇所	表の工事現場の項点検対 象の欄中の1箇所	
5	建設工事における技術者配置基準	第2第1項第2号及び第3 号	第9第2号	
6	建設工事における技術者配置基準の運用について	第2関係の第5		
7	建設工事における下請基準	第5第2項		

大館市特定建設工事共同企業体取扱要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(契約企業体の技術者配置)</p> <p>第9条 契約企業体の工事における監理技術者又は主任技術者の配置については、以下によるものとする。</p> <p>(1) 特定建設業者たる代表構成員が、監理技術者を専任で配置する。</p> <p>(2) 代表構成員以外の構成員は、国家資格を有する主任技術者を専任で配置する。</p> <p>ただし、分担施工方式による場合で、代表構成員以外の構成員に係る分担工事の下請契約の金額が <u>4,500万円</u> (建築一式工事の場合は <u>7,000万円</u>) 以上となる場合には、特定建設業者たる代表構成員以外の構成員が監理技術者を専任で配置する。</p>	<p>(契約企業体の技術者配置)</p> <p>第9条 契約企業体の工事における監理技術者又は主任技術者の配置については、以下によるものとする。</p> <p>(1) 特定建設業者たる代表構成員が、監理技術者を専任で配置する。</p> <p>(2) 代表構成員以外の構成員は、国家資格を有する主任技術者を専任で配置する。</p> <p>ただし、分担施工方式による場合で、代表構成員以外の構成員に係る分担工事の下請契約の金額が <u>4,000万円</u> (建築一式工事の場合は <u>6,000万円</u>) 以上となる場合には、特定建設業者たる代表構成員以外の構成員が監理技術者を専任で配置する。</p>

大館市建設工事の施工体制点検等要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(専任配置確認)</p> <p>第6条 契約検査課長は、監理技術者等を専任で配置すべき建設工事(請負代金額が<u>4,000万円</u>以上(建築一式工事にあつては<u>8,000万円</u>以上)の建設工事のほか、入札公告又は指名通知等により監理技術者等の専任配置を入札参加要件としたものを含む。以下同じ。)である場合には、配置監理技術者等について、前条の確認のほか他の建設工事との重複配置の有無に関する確認を行い、当該確認事項を技術者基本事項確認票に記載するものとする。</p> <p>様式第3号別表 基本点検(基本的施工体制関係)の1(1)の表</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 元請負人は、請負代金額が<u>4,000万円</u>(建築<u>8,000万円</u>)以上の公共工事を施工する場合には、工事現場ごとに監理技術者又は主任技術者を専任で配置しなければならない。(建設業法第26条第3項、同施行令第27条) ● 元請負人は、下請契約の請負代金の総額が<u>4,500万円</u>(建築工事は<u>7,000万円</u>)以上となる場合には、特定建設業の許可を有していなければならない。また、当該工事の現場には、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならない。(建設業法第26条第2項、同施行令第2条) <p>様式第10号及び様式第11号</p> <p>建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と<u>4,500万円</u>(建築業者においては<u>7,000万円</u>)以上となる下請契約を締結した。(建設業法第28条第1項第7号)</p>	<p>(専任配置確認)</p> <p>第6条 契約検査課長は、監理技術者等を専任で配置すべき建設工事(請負代金額が<u>3,500万円</u>以上(建築一式工事にあつては<u>7,000万円</u>以上)の建設工事のほか、入札公告又は指名通知等により監理技術者等の専任配置を入札参加要件としたものを含む。以下同じ。)である場合には、配置監理技術者等について、前条の確認のほか他の建設工事との重複配置の有無に関する確認を行い、当該確認事項を技術者基本事項確認票に記載するものとする。</p> <p>様式第3号別表 基本点検(基本的施工体制関係)の1(1)の表</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 元請負人は、請負代金額が<u>3,500万円</u>(建築<u>7,000万円</u>)以上の公共工事を施工する場合には、工事現場ごとに監理技術者又は主任技術者を専任で配置しなければならない。(建設業法第26条第3項、同施行令第27条) ● 元請負人は、下請契約の請負代金の総額が<u>4,000万円</u>(建築工事は<u>6,000万円</u>)以上となる場合には、特定建設業の許可を有していなければならない。また、当該工事の現場には、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならない。(建設業法第26条第2項、同施行令第2条) <p>様式第10号及び様式第11号</p> <p>建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と<u>4,000万円</u>(建築業者においては<u>6,000万円</u>)以上となる下請契約を締結した。(建設業法第28条第1項第7号)</p>

大館市建設工事の施工体制点検等要綱の運用基準 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第6条関係</p> <p>1. 入札参加条件として監理技術者等の専任配置を求めた建設工事については、当該入札の結果、請負代金額が<u>4,000万円</u>（建築一式工事の場合は<u>8,000万円</u>）未満となった場合においても、直接元請負人は監理技術者等を専任配置しなければならないものとするので、施工体制等の点検にあたっては注意すること。</p> <p>2. 第2項の「専任の監理技術者を配置する工事」とは、下請契約の請負代金の額が<u>4,500万円</u>以上（建築一式工事の場合は<u>7,000万円</u>以上）となる建設工事のほか、入札参加条件として監理技術者の専任配置を求めた工事を指す。</p> <p>第7条関係</p> <p>1. 随意契約による建設工事においては、予定価格が<u>4,000万円</u>以上（建築一式工事の場合は<u>8,000万円</u>以上）の場合に、本要綱を準用するものとする。</p> <p>第9条関係</p> <p>1. 監理技術者等を専任配置すべき工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 請負代金額が<u>4,000万円</u>（建築一式工事の場合は<u>8,000万円</u>）以上の建設工事</p> <p>(2) 入札参加条件として監理技術者等の専任配置を求めた建設工事</p> <p>2. 監理技術者を専任配置すべき工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 下請契約の請負代金の額が<u>4,500万円</u>（建築一式工事の場合は<u>7,000万円</u>）以上となる建設工事</p>	<p>第6条関係</p> <p>1. 入札参加条件として監理技術者等の専任配置を求めた建設工事については、当該入札の結果、請負代金額が<u>3,500万円</u>（建築一式工事の場合は<u>7,000万円</u>）未満となった場合においても、直接元請負人は監理技術者等を専任配置しなければならないものとするので、施工体制等の点検にあたっては注意すること。</p> <p>2. 第2項の「専任の監理技術者を配置する工事」とは、下請契約の請負代金の額が<u>4,000万円</u>以上（建築一式工事の場合は<u>6,000万円</u>以上）となる建設工事のほか、入札参加条件として監理技術者の専任配置を求めた工事を指す。</p> <p>第7条関係</p> <p>1. 随意契約による建設工事においては、予定価格が<u>3,500万円</u>以上（建築一式工事の場合は<u>7,000万円</u>以上）の場合に、本要綱を準用するものとする。</p> <p>第9条関係</p> <p>1. 監理技術者等を専任配置すべき工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 請負代金額が<u>3,500万円</u>（建築一式工事の場合は<u>7,000万円</u>）以上の建設工事</p> <p>(2) 入札参加条件として監理技術者等の専任配置を求めた建設工事</p> <p>2. 監理技術者を専任配置すべき工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 下請契約の請負代金の額が<u>4,000万円</u>（建築一式工事の場合は<u>6,000万円</u>）以上となる建設工事</p>

大館市建設工事の施工体制点検等実施フロー 新旧対照表

改正後	改正前
<p>表の契約締結後の項 点検対象の欄</p> <p>監理技術者もしくは主任技術者を専任配置すべき公共工事（監理技従者又は主任技術者の専任配置を入札参加条件とされた工事請負額が <u>4千万円</u>／建築一式工事の場合 <u>8千万円</u>以上の建設工事</p> <p>監理技術者を専任配置すべき建設工事（監理技従者の専任配置を入札参加条件とされた工事及び下請契約の総額が <u>4千5百万円</u>／建築一式工事では <u>7千万円</u>以上の工事）</p> <p>表の工事現場の項 点検対象の欄</p> <p>監理技術者もしくは主任技術者を専任配置すべき公共工事（監理技術者又は主任技術者の専任配置を入札参加条件とされた工事請負額が <u>4千万円</u>／建築一式工事の場合 <u>8千万円</u>以上の建設工事</p>	<p>表の契約締結後の項 点検対象の欄</p> <p>監理技術者もしくは主任技術者を専任配置すべき公共工事（監理技従者又は主任技術者の専任配置を入札参加条件とされた工事請負額が <u>3千5百万円</u>／建築一式工事の場合 <u>7千万円</u>以上の建設工事</p> <p>監理技術者を専任配置すべき建設工事（監理技従者の専任配置を入札参加条件とされた工事及び下請契約の総額が <u>4千万円</u>／建築一式工事では <u>6千万円</u>以上の工事）</p> <p>表の工事現場の項 点検対象の欄</p> <p>監理技術者もしくは主任技術者を専任配置すべき公共工事（監理技術者又は主任技術者の専任配置を入札参加条件とされた工事請負額が <u>3千5百万円</u>／建築一式工事の場合 <u>7千万円</u>以上の建設工事</p>

建設工事における技術者配置基準 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(監理技術者又は主任技術者)</p> <p>第2 建設業者は、請け負った建設工事を施工するときは、以下に掲げる基準に基づき、建設工事施工の技術上の管理をつかさどる者として監理技術者又は主任技術者（以下これらを併せて「監理技術者等」という。）を当該建設工事の現場に配置しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 大館市から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が複数あるときはそれらの請負代金の総額。以下同じ。）が<u>4,500万円</u>（建築一式工事の場合は、<u>7,000万円</u>）以上となる場合には、建設業者は当該建設工事に関し特定建設業の許可を有するものとし、主任技術者に代えて建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者を監理技術者として配置しなければならない。</p> <p>(3) 大館市から直接請け負った建設工事の請負代金額が<u>4,000万円</u>（建築一式工事の場合は<u>8,000万円</u>）以上となる場合においては、監理技術者等を専任で配置すること。</p> <p>(近接工事等における技術者等配置の特例)</p> <p>第9 次に掲げる場合における技術者等の配置については、当該各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る建設工事であって、かつ、それぞれの建設工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の建設工事を一つの建設工事とみなして、同一の技術者等（補助技術者を除く。）を配置することができる。</p>	<p>(監理技術者又は主任技術者)</p> <p>第2 建設業者は、請け負った建設工事を施工するときは、以下に掲げる基準に基づき、建設工事施工の技術上の管理をつかさどる者として監理技術者又は主任技術者（以下これらを併せて「監理技術者等」という。）を当該建設工事の現場に配置しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 大館市から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が複数あるときはそれらの請負代金の総額。以下同じ。）が<u>4,000万円</u>（建築一式工事の場合は、<u>6,000万円</u>）以上となる場合には、建設業者は当該建設工事に関し特定建設業の許可を有するものとし、主任技術者に代えて建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者を監理技術者として配置しなければならない。</p> <p>(3) 大館市から直接請け負った建設工事の請負代金額が<u>3,500万円</u>（建築一式工事の場合は<u>7,000万円</u>）以上となる場合においては、監理技術者等を専任で配置すること。</p> <p>(近接工事等における技術者等配置の特例)</p> <p>第9 次に掲げる場合における技術者等の配置については、当該各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る建設工事であって、かつ、それぞれの建設工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の建設工事を一つの建設工事とみなして、同一の技術者等（補助技術者を除く。）を配置することができる。</p>

改正後	改正前
<p>なお、この場合、これら複数の建設工事に係る下請金額の合計が <u>4,500万円</u>（建築一式工事の場合は <u>7,000万円</u>）以上となるときは、特定建設業者たる建設業者が、工事現場に監理技術者を配置しなければならない点、及びこれら複数の建設工事に係る請負代金の額の合計が <u>4,000万円</u>（建築一式工事の場合は <u>8,000万円</u>）以上となるときは、配置される監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければならない点に注意すること。</p>	<p>なお、この場合、これら複数の建設工事に係る下請金額の合計が <u>4,000万円</u>（建築一式工事の場合は <u>6,000万円</u>）以上となるときは、特定建設業者たる建設業者が、工事現場に監理技術者を配置しなければならない点、及びこれら複数の建設工事に係る請負代金の額の合計が <u>3,500万円</u>（建築一式工事の場合は <u>7,000万円</u>）以上となるときは、配置される監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければならない点に注意すること。</p>

建設工事における技術者配置基準の運用について 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第2関係 1～4 (省略)</p> <p>5. 入札参加条件として監理技術者等の専任配置を求めた建設工事については、当該入札の結果、請負代金額が<u>4,000万円</u>（建築一式工事の場合は<u>8,000万円</u>）未満となった場合においても、直接元請負人は監理技術者等を専任配置しなければならないものとする。</p>	<p>第2関係 1～4 (省略)</p> <p>5. 入札参加条件として監理技術者等の専任配置を求めた建設工事については、当該入札の結果、請負代金額が<u>3,500万円</u>（建築一式工事の場合は<u>7,000万円</u>）未満となった場合においても、直接元請負人は監理技術者等を専任配置しなければならないものとする。</p>

建設工事における下請基準 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(下請契約等の締結) 第5 第1項 (省略)</p> <p>2 直接元請負人は、請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が複数あるときはそれらの請負代金の総額。以下同じ。）が<u>4,500万円</u>（建築一式工事の場合は、<u>7,000万円</u>）以上となる場合には、当該建設工事に関し法第15条に規定する特定建設業の許可を有していなければならない。</p>	<p>(下請契約等の締結) 第5 第1項 (省略)</p> <p>2 直接元請負人は、請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が複数あるときはそれらの請負代金の総額。以下同じ。）が<u>4,000万円</u>（建築一式工事の場合は、<u>6,000万円</u>）以上となる場合には、当該建設工事に関し法第15条に規定する特定建設業の許可を有していなければならない。</p>